

令和8年度 幕別町地域敬老行事開催奨励金 申請の手引

幕別町保健福祉部保健課

【問合せ先】

保健福祉部保健課高齢者支援係 〒089-0692 幕別町本町130番地1	電 話 0155-54-3812 FAX 0155-54-3839
---	--------------------------------------

敬老行事の地域開催に対して支援します

～幕別町地域敬老行事開催奨励金制度～

多年にわたり地域社会の発展のために力を尽くされた高齢者の方々の長寿を祝い、広く敬老の思想を普及し、地域における支えあい活動を促進するため、それぞれの地域で世代間の交流や連帯の中で開催される敬老行事の開催に対し、奨励金を交付します。



◆奨励金の対象となる高齢者

幕別町に居住する昭和 25 年 4 月 1 日以前に生まれた方
(令和 8 年度末現在 77 歳以上の方)

※ 住所を異動せずに町外の介護福祉施設等に入居している方や、入院中の方など、明らかに出席することが不可能な方は対象外とします。

◆敬老行事とは

町内会等で地域に住む高齢者の全員に案内し、敬老の意を表するために一つの会場にて催される世代間交流の行事です。

敬老行事を単独で行わず、お花見や夏祭り、新年会などの既存の行事に併せて開催いただいても構いませんが、その行事が敬老行事も併せて開催されることがわかる書類（案内文書など）を提出してください。

※ この奨励金は同じ年度内に一人につき一回限り対象とします。また、同じ町内会等を対象として 2 回以上申請することはできません。

※ 年度内に町内で転居した方が、転居前と転居後にそれぞれの地域で敬老行事に参加した場合は対象とします。

◆奨励金の額

敬老行事の開催費として 77 歳以上の方を対象に、一人あたり 1,000 円を奨励金の額として交付します。

行事のお弁当や飲み物、景品、記念品などの費用の一部としてください。

※ 行事に出席を予定していた方が、体調不良等で当日の行事に欠席された場合などは、記念品や弁当など準備した物のキャンセルが困難と考えられるため、対象として人数に計上していただいて構いません。

◆申請に必要な書類

☐ 申請書（様式第 1 号）

☐ 対象者名簿（様式第 2 号）

※ 参加者の氏名と生年月日が記載されている独自で作成した名簿でも可。

☐ 行事の様子わかる写真 2 枚

※ 記念品等の物品を渡している様子の写真のみではなく、会場全体の様子や、参加者が交流している様子がわかる写真としてください。

☐ 振込先口座の通帳の写し（現金受領の場合は不要）

☐ 行事案内文書（他の行事に併せて敬老行事を行う場合）

◆奨励金の申請方法

1 対象者名簿の入手

町内会に加入していない方も含めた名簿が必要な場合は、町内会長により「住民基本台帳閲覧申出書」「誓約書」を提出していただき名簿の閲覧をしてください。

名簿の準備に時間を要するため、申出と同時に閲覧はできませんので、行事の案内等に利用する 1 週間前までには役場窓口に出してください。

2 行事の開催

申請書に添付するための写真を数枚撮影してください。

3 申請に必要な書類の提出

行事開催後 14 日以内に「申請書」に「対象者名簿」、「行事の写真 2 枚」、「振込先口座の通帳の写し（現金受領の場合は不要）」、「行事案内文書（他の行事に併せて敬老行事を行う場合）」を添えて役場窓口に出してください。

複数の町内会などが共同で開催する場合は、代表者名で申請してください。

4 奨励金の決定・交付

対象者の確認などにより奨励金の金額を決定し、指定の口座に振り込むか、役場窓口での現金受領となります。

◆よくある質問

問 1 対象者を直接訪問して記念品を配る場合は、奨励金の対象となるか？

答 1 この奨励金は、敬老行事の開催に対して交付しますので、敬老行事として一つの会場に集まらずに記念品を配るだけの場合は、奨励金の対象にはなりません。

問 2 町内会で敬老行事を開催するとき、参加者の対象を 77 歳以上の方に限定しなくてもよいか？

答 2 参加の対象を拡大していただく分には構いませんが、奨励金の額に計上できる人数の対象は 77 歳以上の方に限ります。

80 歳以上の方のみと対象者を縮小したり、米寿の方などの特定の年齢の方のみを対象とする場合は、奨励金の対象とする行事にはなりません。

問 3 老人クラブの会員を対象として敬老会を行っているが、対象の行事となるか？

答 3 あくまで 77 歳以上の高齢者全員を対象とすることを想定しているため、行事案内が町内会内の一部の方だけになる場合は、対象となりません。

問 4 毎年、町内会の祭りに高齢者を招待しているが、敬老行事として扱うことはできるか？

答 4 77 歳以上の方全員に案内しており、敬老の意を表するために一つの会場にて開催されるものであれば対象となります。

申請の際には、その行事が敬老行事も併せて開催されることがわかる行事案内文書などの書類を提出してください。

問5 行事開催の案内を受けて「出席する」と報告していた方が、当日欠席した場合は対象の人数に含めてもよいのか？

答5 行事に出席を予定していた方が、体調不良等で当日の行事に欠席された場合などは、記念品や弁当など準備した物のキャンセルが困難と考えられるため、対象として人数に計上していただいて構いません。

問6 敬老行事をいくつかの町内会で共同開催したいが、どのように申請すればよいのか？

答6 敬老行事を開催するための代表者を決めていただき、その代表者名で申請してください。

ただし、対象者の名簿は町内会ごとに作成してください。

問7 申請書にはどのような写真を添付するのがよいのか？

答7 どのような催しであったかを確認するために必要となりますので、当日の会場全体の様子や、参加者が交流している様子などがわかる写真を添付してください。

また、写真は参加人数を確認するためのものではないため、参加者全員が映り込んでいる必要はありません。

問8 町内会は対象者に対して、記念品を配らなければならないのか？

答8 敬老行事とは、長年社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、地域での交流を深めていただくものです。

奨励金は、記念品の有無にかかわらず、敬老行事の開催に必要な経費として活用してください。

申請書記入例

様式第1号（第4条関係）

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書

令和〇〇年〇月〇〇日

幕別町長 飯田 晴義 様

団体名 **〇〇〇町内会**
 （〇〇**地域敬老会実行委員会** など）
 代表者氏名 **〇〇 〇〇〇**
 住所 **幕別町〇〇町〇〇〇番地**
 電話番号 **0155-〇〇-〇〇〇〇**
 ※代表者が手書きできない場合は、
 記名押印してください。

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱第4条の規定により、地域敬老行事開催奨励金を受けたいので、次のとおり申請します。

奨励金申請額 ※別紙対象者名簿に記載した高齢者の数×1,000円	35,000 円
開催日	令和〇年〇月〇日
開催場所（会場名）	〇〇町近隣センター
開催行事の名称	〇〇町内会敬老会 （新年会、花見会など）

○奨励金の受領方法（希望の方法に○を付けてください。）

1 次の場所にて現金で受領します。 (下記ア～エのいずれかにも○を付けてください。)			
ア 役場会計課		イ 忠類総合支所地域振興課	
ウ 札内支所		エ 糠内出張所	
2 次の口座に振込んでください。 (指定の口座の内容について下記ご記入ください。)			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
種別	☒ 1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号	0 0 1 2 3 4 5
(フリガナ)	〇〇〇<u>チョウナイカイ</u> カイケイ 〇〇 〇〇〇		
口座名義	〇〇〇町内会 会計 〇〇 〇〇〇		

口座名義のフリガナは正確に記載してください。

地域敬老行事開催奨励金対象者名簿

(〇〇〇町内会)

	氏 名	生 年 月 日		氏 名	生 年 月 日	
1	幕別 太郎	大正〇年〇月〇日	26		年 月 日	
2	忠類 花子	昭和〇年〇月〇日	27	複数の町内会等により共催となる場合は、それぞれの町内会ごとに名簿を作成してください。	日	
3	札内 一郎	昭和〇年〇月〇日	28		日	
4		年 月 日	29		年 月 日	
5	敬老行事の対象とした方のうち、77歳以上の方を記載してください。 年度末までに誕生日を迎える76歳の方も対象になります。 ※令和8年度は、「昭和25年4月1日以前に生まれた方」が対象です。					月 日
6						
7	対象者の「氏名」と「生年月日」が記載されたものであれば、町内会等で独自 にお使いになっている名簿を代わりに添付しても構いません。					月 日
8						
9		年 月 日	34		年 月 日	
10		年 月 日	35		年 月 日	
11		年 月 日	36		年 月 日	
12		年 月 日	37		年 月 日	
13		年 月 日	38		年 月 日	
14		年 月 日	39		年 月 日	
15		年 月 日	40		年 月 日	
16		年 月 日	41		年 月 日	
17		年 月 日	42		年 月 日	
18		年 月 日	43		年 月 日	
19		年 月 日	44		年 月 日	
20		年 月 日	45		年 月 日	
21		年 月 日	46		年 月 日	
22		年 月 日	47		年 月 日	
23		年 月 日	48		年 月 日	
24		年 月 日	49		年 月 日	
25		年 月 日	50		年 月 日	

※この名簿の代わりに、独自にお使いの名簿を添付いただいても結構です。

幕別町地域敬老行事開催奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長年にわたって地域社会の発展に貢献された方々の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図り、地域における支え合い活動を促進するため、その地域における敬老行事に対し地域敬老行事開催奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することを目的とする。

(対象事業)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業(以下「敬老行事」という。)は、行政区等が同一の会場に高齢者(幕別町に住所を有する者で、奨励金の交付を受けようとする年度の末日現在で年齢満77歳以上のものをいう。以下同じ。)を招待して開催する敬老のための催しとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当と認めるものについては、敬老行事とみなして奨励金を交付することができる。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、敬老行事の対象となる高齢者の数に1,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、奨励金の額を算定する基礎となる高齢者の数は、当該高齢者1人につき1年に1回限りとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする行政区等(以下「事業実施者」という。)は、敬老行事を開催したときは、開催日後14日以内に、幕別町地域敬老行事開催奨励金交付申請書(様式第1号)及び対象者名簿(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、奨励金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項により奨励金の交付を決定したときは、幕別町地域敬老行事開催奨励金交付決定通知書(様式第3号)により事業実施者に通知するものとする。

(交付決定等の取消し)

第6条 事業実施者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受け、又は奨励金の交付を受けた場合は、町長は、当該不正のあった奨励金の交付に係る決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める